

～身近なお悩みに**複数の専門家がまとめてアドバイス**致します～

毎年1度の
チャンス!

弁護士 税理士 司法書士
行政書士 社会保険労務士
土地家屋調査士
不動産鑑定士
中小企業診断士

佐賀県専門士業連絡協議会

無料 相談会

予約不要 / 先着順

■日時

令和元年

7月6日(土)

10時～15時 (受付終了14時30分)

■場所

佐賀県弁護士会館

佐賀市中の小路7丁目7番19号

※駐車台数には限りがありますので、公共交通機関・
近隣駐車場をご利用下さい

■お問い合わせはこちらまで

佐賀県弁護士会

電話 / 0952-24-3411 (担当: ●●)

私達専門士業(弁護士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、中小企業診断士)は、地域に根ざした専門家として、日々市民の皆様や事業者の皆様のお悩みの相談に応じています。そのような各専門家が集まり、年1回合同で無料相談会を行っています。

当相談会では、専門分野を横断して、皆様のお悩みにお答えできるよう、**今年は、一つのご相談につき、コンシェルジュ役の専門家が聞き取りを行い、必要に応じて複数の専門家により相談対応することとしました。**

裏面にあるような身近な悩み。「でも・誰に相談していいかわからない・」そのような悩みがありましたら、是非ともこの機会をご利用下さい!

「専門士業」って、
どんなときに相談するの？

例えば…

このような身近な相談にも、複数の専門家が力になります！

ケース①



会社から解雇の通告を受けた。納得行かない場合どうしたら良いか。
また、失業保険はもらえるのだろうか。

解雇について
の交渉や裁判に
ついて助言

失業保険の
給付について
助言

弁護士

社会保険労務士

ケース②



隣の家との境界が曖昧であったが、土地の売却にあたり協議して境界を決めたいが、何を基準にどう決めるのか？
隣家の土地を買い取る場合の評価は？

境界確定
の方法

土地家屋調査士
不動産鑑定士

ケース③



父が急死し遺言もないため、現在の持家などを兄弟で相続手続きをしなければならぬ。相続税の申告や登記など、何をいつまでにすべきなのか？
兄弟で揉めた場合はどうしたらいいか？
土地の評価に争いがある場合は？

相続税
申告手続

登記

遺産分割協議の
流れの説明など

税理士

司法書士

弁護士

分割時の土地の
評価方法など

不動産鑑定士

ケース④



新たに会社を設立して飲食店を経営したい。まずはどのようなことから手を付ければ良いか？

事業計画など

中小企業診断士

会社設立手続

飲食業許可

司法書士

行政書士

内容により

税理士

司法書士

社会保険労務士

…などなど

それぞれどんな
お仕事をしているの？

イメージのしやすい典型的な業務としては、弁護士は裁判のとき、税理士は税務申告のとき、司法書士は登記のとき、行政書士は許認可申請のとき、社会保険労務士は会社で従業員を雇用したとき、土地家屋調査士は土地の測量や登記をするとき、不動産鑑定士は不動産の評価をするとき、中小企業診断士は企業の事業計画を取引銀行に出すとき……などがあります。しかし、それぞれの士業は、さらに関連する色々な業務を行っており、また一部重なる部分もあります。

専門士業は、皆様の街を支える身近な専門家です。

「これは〇〇士に相談することなのだろうか…」と悩まず、まずはお気軽にご相談下さい！